

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月5日
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会 社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日経225インデックス・オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成22年10月5日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年3月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

[訂正前]

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり0.99円です。格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の(11) [振替機関に関する事項]に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

[訂正後]

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり0.99円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## (5) 【申込手数料】

[訂正前]

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

[訂正後]

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料

料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

（略）

（9）【払込期日】

[訂正前]

（略）

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社の指定する口座を經由して、受託会社である株式会社りそな銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

（略）

[訂正後]

（略）

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（略）

（12）【その他】

[訂正前]

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の(11)「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の(11)「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他のお申込手続

その他のお申込手続につきましては、第二部【ファンド情報】第2【管理及び運営】をご参照いただくか、販売会社にお問い合わせ下さい。

（略）

[訂正後]

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

（略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

[更新・訂正後]

#### ファンドの目的

ファンドは、日本インデックスオープン225・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、日経平均株価採用の株式に投資し、日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。

なお、ファンドは、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

#### 日経平均株価<sup>(注)</sup>とは・・・

日経平均株価は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

（注）日経平均株価に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は指数の内容・算出方法等を変更し、もしくは指数の公表を中止する権利を有しています。

日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価を継続的に公表する義務を追うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

#### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

#### ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／インデックス型」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類

単位型投信	<b>国内</b>	<b>株式</b>	<b>インデックス型</b>
	海外	債券	
<b>追加型投信</b>	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	<b>年1回</b>	グローバル		
	年2回	<b>日本</b>		
	年4回	北米		<b>日経225</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	<b>ファミリー ファンド</b>	
	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米		
<b>その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))</b>		アフリカ	ファンド・オブ ブ・ファンズ	その他 ( )
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

## [ 商品分類表の定義 ]

## 《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## 《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[ 属性区分表の定義 ] で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合に

は当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## [ 属性区分表の定義 ]

### 《投資対象資産による属性区分》

#### (1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記からの「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### 《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるも

のをいう。

- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《特殊型》

(1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## 〈ファンドの特色〉

- 日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。

日経平均株価をベンチマークとします。

#### 日経平均株価<sup>(注)</sup>とは・・・

日経平均株価は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

- (注) 日経平均株価に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は指数の内容・算出方法等を変更し、もしくは指数の公表を中止する権利を有しています。

日本経済新聞社および同社の委託により日経平均株価を運営する日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価を継続的に公表する義務を追うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

- 日経平均株価採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。  
ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
- 設定・解約による資金流入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外への資産（日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 【ファンドの仕組み】

[訂正前]

## ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド（日経225インデックス・オープン）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（日本インデックスオープン225・マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

(略)

## 委託会社の概況

資本金（平成22年8月31日現在）

10億円

## 委託会社の沿革

(略)

大株主の状況（平成22年8月31日現在）

(略)

[訂正後]

## ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

(略)

委託会社の概況（平成23年2月末日現在）

資本金

10億円

## 委託会社の沿革

(略)

大株主の状況

(略)



運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部及びコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

## 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 組入株式の銘柄選定基準に関する内規
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・ 短期金融商品への投資に関する内規

## ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成23年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## 3【投資リスク】

[更新・訂正後]

当ファンドは、主に国内の株式のうち、日経平均株価採用の株式を実質的な投資対象とし、日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用しますので、組入れた日経平均株価採用の株式の価格の下落、発行会社の倒産や財務状況の悪化、日経平均株価の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

## 投資リスク

### 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

### 日経平均株価変動リスク

日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用しますので、日経平均株価の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

### 信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

## 留意事項

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- ・ 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。

- ・ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。日経平均株価との連動を保証するものではありません。  
以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均株価に乖離が生じることがあります。
  - イ．株式や株価指数先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
  - ロ．流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと
  - ハ．日経平均株価採用銘柄の銘柄入替え
  - ニ．株価指数先物取引等を活用すること
  - ホ．組入株式の配当金（日経平均株価は、配当金を含まない指数です。）

#### 投資リスクに対する管理体制

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

[訂正前]

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

（略）

[訂正後]

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

（略）

（5）【課税上の取扱い】

[訂正前]

（略）

その他

（略）

上記の内容は平成22年8月31日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

[訂正後]

（略）

その他

（略）

上記の内容は平成23年2月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

平成23年2月28日現在の運用状況は、以下のとおりです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	435,753,263	99.99
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		32,593	0.01
合計(純資産総額)		435,785,856	100.00

<参考> 日本インデックスオープン225・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,503,243,700	97.87
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		141,282,564	2.13
合計(純資産総額)		6,644,526,264	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン225・マザーファンド	394,775,560	0.9895	390,668,423	1.1038	435,753,263	99.99

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

<参考> 日本インデックスオープン225・マザーファンド

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	25,000	11,750.00	293,750,000	12,760.00	319,000,000	4.80
日本	株式	ファナック	電気機器	25,000	9,630.00	240,750,000	12,680.00	317,000,000	4.77
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	75,000	2,440.00	183,000,000	3,355.00	251,625,000	3.79
日本	株式	京セラ	電気機器	25,000	7,770.00	194,250,000	8,480.00	212,000,000	3.19
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	50,000	2,855.00	142,750,000	3,545.00	177,250,000	2.67
日本	株式	キヤノン	電気機器	37,500	3,605.00	135,187,500	3,940.00	147,750,000	2.22
日本	株式	T D K	電気機器	25,000	4,785.00	119,625,000	5,490.00	137,250,000	2.07
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	25,000	4,160.00	104,000,000	5,340.00	133,500,000	2.01
日本	株式	K D D I	情報・通信業	250	416,000.00	104,000,000	530,000.00	132,500,000	1.99
日本	株式	信越化学工業	化学	25,000	4,180.00	104,500,000	4,695.00	117,375,000	1.77
日本	株式	テルモ	精密機器	25,000	4,505.00	112,625,000	4,470.00	111,750,000	1.68
日本	株式	セコム	サービス業	25,000	3,850.00	96,250,000	4,115.00	102,875,000	1.55

日本	株式	武田薬品工業	医薬品	25,000	3,975.00	99,375,000	4,065.00	101,625,000	1.53
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	25,000	2,955.00	73,875,000	3,820.00	95,500,000	1.44
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	50,000	1,686.00	84,300,000	1,694.00	84,700,000	1.27
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	25,000	3,055.00	76,375,000	3,205.00	80,125,000	1.21
日本	株式	エーザイ	医薬品	25,000	3,120.00	78,000,000	3,055.00	76,375,000	1.15
日本	株式	デンソー	輸送用機器	25,000	2,394.00	59,850,000	3,055.00	76,375,000	1.15
日本	株式	ソニー	電気機器	25,000	2,530.00	63,250,000	2,993.00	74,825,000	1.13
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	250	282,700.00	70,675,000	290,600.00	72,650,000	1.09
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	25,000	2,669.00	66,725,000	2,860.00	71,500,000	1.08
日本	株式	ダイキン工業	機械	25,000	3,065.00	76,625,000	2,762.00	69,050,000	1.04
日本	株式	電通	サービス業	25,000	2,046.00	51,150,000	2,596.00	64,900,000	0.98
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	25,000	2,463.00	61,575,000	2,533.00	63,325,000	0.95
日本	株式	小松製作所	機械	25,000	1,816.00	45,400,000	2,495.00	62,375,000	0.94
日本	株式	オリンパス	精密機器	25,000	2,182.00	54,550,000	2,388.00	59,700,000	0.90
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	25,000	2,009.00	50,225,000	2,277.00	56,925,000	0.86
日本	株式	三菱商事	卸売業	25,000	1,915.00	47,875,000	2,261.00	56,525,000	0.85
日本	株式	花王	化学	25,000	2,013.00	50,325,000	2,200.00	55,000,000	0.83
日本	株式	住友不動産	不動産業	25,000	1,687.00	42,175,000	2,189.00	54,725,000	0.82

## (種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.16
		鉱業	0.21
		建設業	2.35
		食料品	3.73
		繊維製品	0.74
		パルプ・紙	0.44
		化学	6.54
		医薬品	6.30
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.78
		ガラス・土石製品	2.44
		鉄鋼	0.70
		非鉄金属	2.00
		金属製品	0.62
		機械	5.15
		電気機器	22.08
		輸送用機器	7.11
		精密機器	3.49
		その他製品	1.05
		電気・ガス業	0.48
		陸運業	2.17
		海運業	0.45
		空運業	0.11
		倉庫・運輸関連業	0.39
		情報・通信業	8.78
		卸売業	2.98
		小売業	7.34
		銀行業	1.51
		証券、商品先物取引業	0.56
		保険業	1.04
その他金融業	0.60		
不動産業	2.50		
サービス業	2.60		
合計	97.87		

（注）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 日本インデックスオープン225・マザーファンド

区分	種類	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
市場取引 大阪証券 取引所	株価指数先物取引 買建 日経225先物	9	92,249,450	95,670,000	1.44
合計		9	92,249,450	95,670,000	1.44

(時価の評価方法)

時価評価にあたっては、取引所の発表する清算値段(清算価格)で評価しております。投資比率は、小数点以下第三位を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成22年7月7日)	556,270,763 (分配付) 553,846,501 (分配落)	0.9637 (分配付) 0.9595 (分配落)
平成22年 2 月末日	251,914,176	1.0451
平成22年 3 月末日	219,944,385	1.1515
平成22年 4 月末日	308,951,162	1.1478
平成22年 5 月末日	398,476,713	1.0134
平成22年 6 月末日	427,687,606	0.9743
平成22年 7 月末日	565,689,446	0.9856
平成22年 8 月末日	570,049,370	0.9127
平成22年 9 月末日	577,933,002	0.9753
平成22年10月末日	555,349,215	0.9578
平成22年11月末日	562,376,508	1.0336
平成22年12月末日	419,917,299	1.0643
平成23年 1 月末日	436,327,960	1.0649
平成23年 2 月末日	435,785,856	1.1055

#### 【分配の推移】

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	自平成21年7月8日至平成22年7月7日	0.0042円
第2期中間計算期間	自平成22年7月8日至平成23年1月7日	- 円

#### 【収益率の推移】

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	自平成21年7月8日至平成22年7月7日	2.66
第2期中間計算期間	自平成22年7月8日至平成23年1月7日	14.27

収益率は期間騰落率です。小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	1,129,116,817	551,911,458
第2期中間計算期間	199,600,253	360,191,062

(注) 従前までの記載につきましては、元本の設定・解約との整合性を図るため、元本ベースの数値に換算して記載しておりますが、当計算期間から単純に口数ベースの数値を掲載いたします。

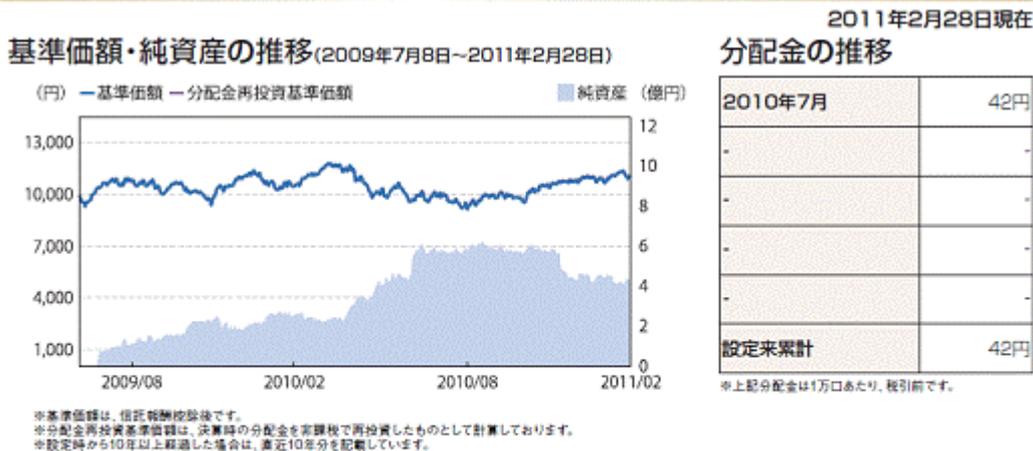
(ご参考) 従前の元本ベース換算値

期 間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	1,117,825,557	546,392,312
第2期中間計算期間	197,604,197	356,589,114

(注) 第1期計算期間の設定数量は、当初自己設定に係る数量(1,000,000口)を含みます。

## (参考情報)

## 運用実績



## 主な資産の状況

## 資産配分

資産	純資産比率
株式	97.86%
その他資産	2.14%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

## 業種別比率(日本インデックスオープン225・マザーファンド)

業種	純資産比率
電気機器	22.08%
情報・通信業	8.78%
小売業	7.34%
輸送用機器	7.11%
化学	6.54%

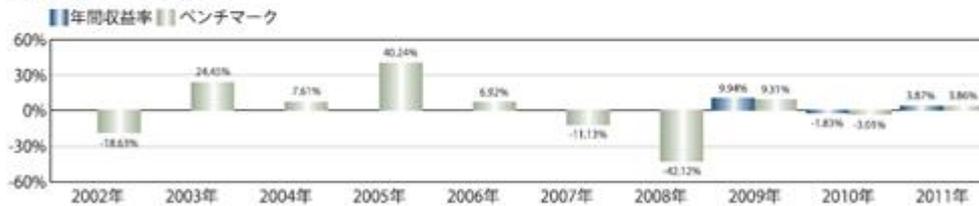
※購入上位5業種です。  
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 組入上位10銘柄（日本インデックスオープン225・マザーファンド）

銘柄名	業種	純資産比率
ファーストリテイリング	小売業	4.80%
ファナック	電気機器	4.77%
ソフトバンク	情報・通信業	3.79%
京セラ	電気機器	3.19%
本田技研工業	輸送用機器	2.67%
キヤノン	電気機器	2.22%
TDK	電気機器	2.07%
東京エレクトロン	電気機器	2.01%
KDDI	情報・通信業	1.99%
信越化学工業	化学	1.77%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークがあります。  
 ※2002年から2008年はベンチマークの年間収益率です。  
 ※2009年はファンドの設置日から年末まで、2011年は2月末までの騰落率を示しています。ベンチマークも同様です。  
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計（税引前）の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・ベンチマークは参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。
- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## [訂正前]

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 申込手数料は、申込金額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

## [訂正後]

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(略)

### 3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

[訂正前]

信託期間は、平成21年7月8日から無期限とします。

ただし、後述の(5)[その他]投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

[訂正後]

信託期間は、平成21年7月8日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

### 4【受益者の権利等】

[訂正前]

（略）

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。

（略）

[訂正後]

（略）

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

（略）

### 第3【ファンドの経理状況】

[訂正前]

（略）

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

[訂正後]

（略）

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

3.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第1期中間計算期間（平成21年7月8日から平成22年1月7日まで）については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき、第2期中間計算期間（平成22年7月8日から平成23年1月7日まで）については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。

4.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成21年7月8日から平成22年1月7日まで）及び第2期中間計算期間（平成22年7月8日から平成23年1月7日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に下記情報が「中間財務諸表」として追加されます。

[追加]

中間財務諸表  
日経225インデックス・オープン  
(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第1期中間計算期間末 (平成22年1月7日現在)	第2期中間計算期間末 (平成23年1月7日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,257,605	1,649,482
親投資信託受益証券	196,070,564	456,711,554
未収入金	-	8,593,100
未収利息	14	4
流動資産合計	201,328,183	466,954,140
資産合計	201,328,183	466,954,140
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,850,530	8,688,112
未払受託者報酬	51,366	206,798
未払委託者報酬	315,465	1,270,252
その他未払費用	7,277	29,482
流動負債合計	5,224,638	10,194,644
負債合計	5,224,638	10,194,644
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 176,127,324	*1 412,448,328
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	19,976,221	44,311,168
元本等合計	196,103,545	456,759,496
純資産	*2 196,103,545	*2 456,759,496
負債純資産合計	201,328,183	466,954,140

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期中間計算期間 自平成21年7月8日 至平成22年1月7日	第2期中間計算期間 自平成22年7月8日 至平成23年1月7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	252	601
有価証券売買等損益	15,301,364	79,484,927
営業収益合計	15,301,616	79,485,528
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	51,366	206,798
委託者報酬	315,465	1,270,252
その他費用	7,277	29,482
営業費用合計	374,108	1,506,532
営業利益又は営業損失(△)	14,927,508	77,978,996
経常利益又は経常損失(△)	14,927,508	77,978,996
中間純利益又は中間純損失(△)	14,927,508	77,978,996
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	3,731,207	28,082,936
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-	△17,586,744
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,844,312	12,001,852
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,787,725
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,844,312	2,214,127
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,064,392	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,064,392	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	19,976,221	44,311,168

## (3)【中間注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	第1期中間計算期間 自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月8日 至 平成23年1月7日
項 目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、親投資信託受益証券の基準価額に基 づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同 左

## （中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間末 (平成22年1月7日現在)	第2期中間計算期間末 (平成23年1月7日現在)
*1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 177,906,417口	*1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 416,614,550口
*2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 1口当たりの純資産額 1.1023円 (10,000口当たりの純資産額 11,023円)	*2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産 の額 1口当たりの純資産額 1.0964円 (10,000口当たりの純資産額 10,964円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間 自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月8日 至 平成23年1月7日
該当事項はありません。	同 左

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価に関する事項

期 別	第1期中間計算期間末 (平成22年1月7日現在)	第2期中間計算期間末 (平成23年1月7日現在)
項 目		
1. 中間貸借対照表額、時価及び差額	-	中間貸借対照表上の金融商品は原則と して全て時価で評価しているため、中間 貸借対照表計上額と時価との差額はあ りません。
2. 時価の算定方法	-	時価の算定方法は、「重要な会計方針に 係る事項に関する注記」に記載してあ ります。この他、コール・ローン等は短 期間で決済され、時価は帳簿価格と近似 していることから、当該帳簿価格を時価 としております。

## （重要な後発事象に関する注記）

第1期中間計算期間 自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月8日 至 平成23年1月7日
該当事項はありません。	同 左

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

第1期中間計算期間末 (平成22年1月7日現在)	第2期中間計算期間末 (平成23年1月7日現在)

投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	1,000,000円	期首元本額	571,433,245円
期中追加設定元本額	411,929,048円	期中追加設定元本額	197,604,197円
期中一部解約元本額	236,801,724円	期中一部解約元本額	356,589,114円

## 2. 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 4. 追加情報

第1期中間計算期間 自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月8日 至 平成23年1月7日
-	「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## &lt; 参考 &gt;

当ファンドは、「日本インデックスオープン225・マザーファンド」受益証券を、主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

## 日本インデックスオープン225・マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

## 日本インデックスオープン225・マザーファンド

## [貸借対照表]

（単位：円）

科 目	期 別	注記 番号	平成23年1月7日現在
			金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			114,364,763
株式			6,514,789,000
派生商品評価勘定			3,254,500
未収配当金			8,137,500
未収利息			280
差入委託証拠金			3,400,000
流動資産合計			6,643,946,043
資産合計			6,643,946,043
負債の部			
流動負債			
前受金			3,265,000

未払解約金		8,851,400
流動負債合計		12,116,400
負債合計		12,116,400
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	*1	6,062,945,916
剰余金		
剰余金		568,883,727
純資産合計	*2	6,631,829,643
負債・純資産 合計		6,643,946,043

## [注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 平成22年7月8日 至 平成23年1月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日経225インデックス・オープンの中間計算期間に合わせるため、平成22年7月8日から平成23年1月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年1月7日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	6,062,945,916口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 1.0938円 (10,000口当たりの純資産額 10,938円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

項目	期別	平成23年1月7日現在
----	----	-------------

1.貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(その他の注記)

## 1.元本の移動

(単位：円)

平成23年1月7日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成22年7月8日
期首元本額	6,353,308,132
期首より平成23年1月7日までの追加設定元本額	366,952,263
期首より平成23年1月7日までの一部解約元本額	657,314,479
期末元本額	6,062,945,916
平成23年1月7日の元本の内訳(＊)	
日本インデックスオープン225	1,660,097,322
日本インデックス225DCファンド	867,972,110
日経225インデックス・オープン	417,545,762
日本インデックス225VAファンド(適格機関投資家専用)	3,117,330,722

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2.有価証券関係

該当事項はありません。

## 3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

平成23年1月7日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 大証日経平均株価指数先物	102,235,000	-	105,500,000	3,254,500
合計		102,235,000	-	105,500,000	3,254,500

(注)時価の算定方法

## ・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

## 4.追加情報

自 平成22年7月8日 至 平成23年1月7日
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

## 【純資産額計算書】(平成23年2月28日現在)

資産総額	438,046,487円
負債総額	2,260,631円
純資産総額( - )	435,785,856円
発行済数量	394,187,110口
1単位当たり純資産額( / )	1.1055円

<参考> 日本インデックスオープン225・マザーファンド

## [純資産額計算書]

資産総額	6,647,324,864円
負債総額	2,798,600円
純資産総額( - )	6,644,526,264円
発行済数量	6,019,794,705口
1単位当たり純資産額( / )	1.1038円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

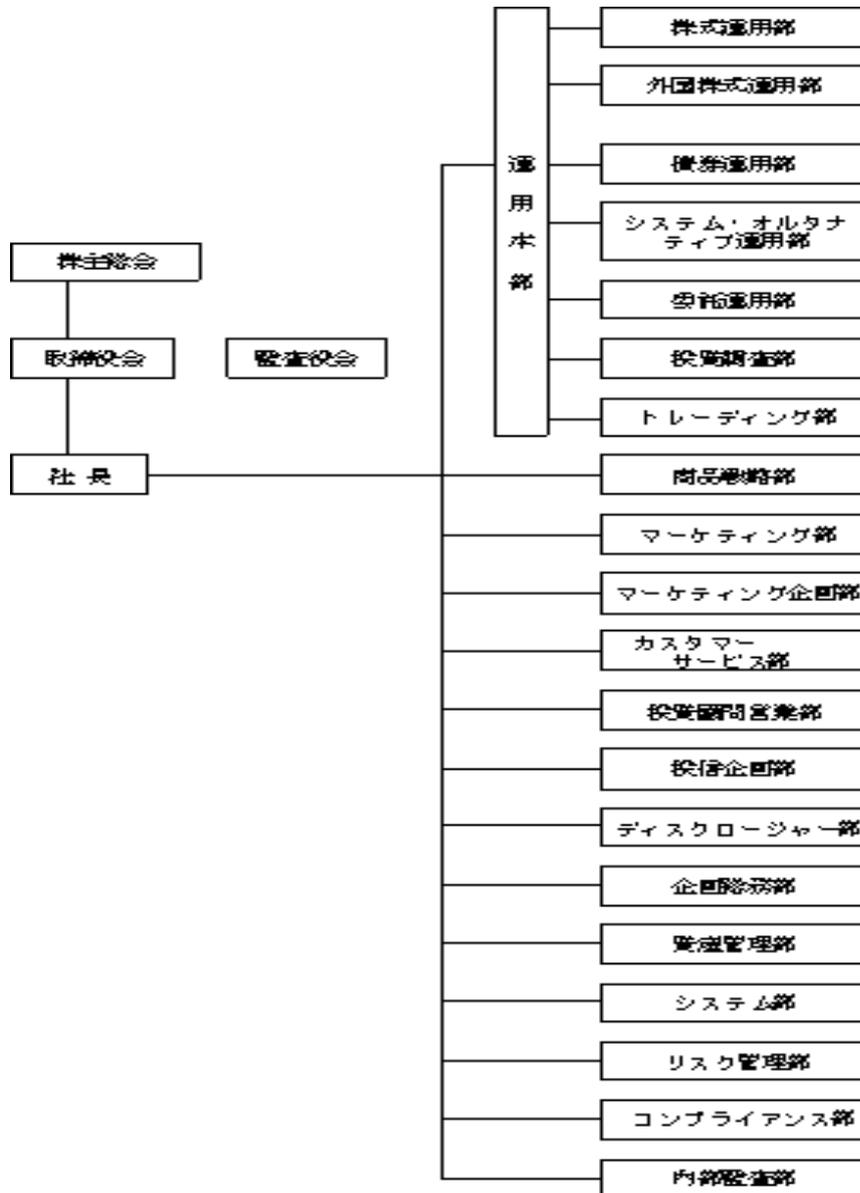
#### 1【委託会社等の概況】（平成23年2月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

#### （2）委託会社の機構

業務執行体制

組織図



## 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	国内の株式（不動産投資信託を含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 投資一任契約資産に関する運用業務
外国株式運用部	海外の株式（不動産投資信託、ファンド・オブ・ファンズを含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	システム運用を行う投資信託、ファンド・オブ・ファンズで運用を行う投資信託、商品投資等取引を行う投資信託等を中心とした運用業務
委託運用部	運用を外部に委託する投資信託を中心とした運用業務
投資調査部	内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査及び予測、内外の不動産市場の調査及び予測、内外の商品市場の調査及び予測等に関する業務 投資顧問契約による投資助言に関する業務
トレーディング部	トレーディング業務の企画、立案に関する業務 内外の有価証券等及び外国為替並びに商品投資等取引の売買発注に関する業務

商品戦略部	金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 商品戦略の立案及び推進に関する業務
マーケティング部	投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 第一種金融商品取引業者及び登録金融機関への公開販売の推進に関する業務 販売会社との折衝に関する業務
マーケティング企画部	投資信託に関する情報開発・提供に関する事項 投資家に対するセミナー等の企画・立案に関する事項 販売会社の募集・販売の支援のための資料作成に関する事項 広告宣伝に関する事項
カスタマーサービス部	販売会社に係る営業事務及び業務管理に関する事項 受益者等からの質問及び苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約のマーケティングに関する業務 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
投信企画部	投資信託の企画、提案書作成に関する業務 募集・販売のための資料作成に関する業務 投資信託制度の調査、研究に関する業務 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
ディスクロージャー部	投資信託約款に関する業務 投資信託契約に関する業務 目論見書、運用報告書及びファンドの開示資料等に関する業務 有価証券届出書及び有価証券報告書に関する業務 主務官庁及び受託銀行への折衝に関する業務 投資信託協会及び運用評価機関等への折衝に関する業務
企画総務部	経営及び経営計画に関する業務 株主総会及び取締役会の事務処理に関する業務 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 従業員の人事、給与、教育に関する業務及び役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 予算、決算、会計及び現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 受益証券及び受益権に関する業務 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 広報、ホームページの管理及び運営に関する業務
資産管理部	投資信託財産の計算に関する業務 契約資産の計算に関する業務
システム部	コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
リスク管理部	運用実施の管理及び諸規則等遵守に関する事項 運用のリスク管理に関する事項 運用実績の評価及び分析に関する業務
コンプライアンス部	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証に関する事項並びに遵守状況の検証に基づく各部署への指導に関する事項 外部委託先の運用指図等に関する検証及び監査に関する事項 コンプライアンス向上のための啓蒙及び教育に関する事項 法令諸規則違反事例の届出に関する事項
内部監査部	内部監査に関する事項 外部監査に関する事項 内部統制の評価に関する事項に基づく各部署への指導に関する事項

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

## 運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」は以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成23年2月末日現在、当社は、204本の証券投資信託（単位型株式投資信託31本、追加型株式投資信託117本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託41本）の運用を行っており、純資産総額は10,403億円（親投資信託を除く。）です。

## 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」は以下の内容に更新・訂正されます。

## [更新・訂正後]

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 45 期 (平成21年3月31日現在)			第 46 期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
現金預金		6,664,319			8,433,767	
有価証券		940,367			601,182	
未収委託者報酬		486,565			651,706	
未収運用受託報酬					72,964	
前払費用		14,011			17,863	
未収収益		17,699			921	
繰延税金資産		95,127			111,436	
未収法人税等		253,412				
未収消費税等		39,301				
その他の流動資産		280			5,872	
流動資産合計		8,511,086	78.1		9,895,715	82.6
固定資産						
有形固定資産 *1		122,794	1.1		111,037	0.9
建物	54,269			45,976		
器具備品	68,524			65,060		
無形固定資産		33,552	0.3		22,170	0.2
ソフトウェア	31,430			20,047		
電話加入権	2,122			2,122		
投資その他の資産		2,236,265	20.5		1,951,758	16.3

投資有価証券	1,382,813			916,169	
親会社株式	648,648			826,056	
長期差入保証金	188,714			188,714	
その他	30,600			35,328	
貸倒引当金	14,510			14,510	
固定資産合計		2,392,612	21.9		2,084,965
資産合計		10,903,698	100.0		11,980,680

期 別 科 目	第 45 期 (平成21年3月31日現在)			第 46 期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		3,787			3,740	
前受収益		66				
前受運用受託報酬					51	
前受投資助言報酬					2,430	
未払金		262,759			331,184	
未払収益分配金	168			166		
未払償還金	22,515			5,577		
未払手数料	236,513			321,636		
未払事業所税	3,562			3,804		
未払費用		192,732			254,102	
未払法人税等					335,981	
未払消費税等					51,454	
賞与引当金		80,500			113,080	
流動負債合計		539,846	4.9		1,092,026	9.1
固定負債						
退職給付引当金		83,131			75,242	
役員退職慰労引当金		26,500			31,640	
繰延税金負債		115,531			165,618	
固定負債合計		225,162	2.1		272,501	2.2
負債合計		765,009	7.0		1,364,527	11.4
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	9.2		1,000,000	8.4
資本剰余金		566,500	5.2		566,500	4.7
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,508,794	78.0		8,866,581	74.0
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	2,610,302			2,968,089		
株主資本合計		10,075,294	92.4		10,433,081	87.1
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		63,395	0.6		183,071	1.5

評価・換算差額等合計		63,395	0.6	183,071	1.5
純資産合計		10,138,689	93.0	10,616,153	88.6
負債純資産合計		10,903,698	100.0	11,980,680	100.0

## (2) 【損益計算書】

科 目	第 45 期			第 46 期		
	自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日			自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬		8,167,626	99.2	8,470,734		98.8
運用受託報酬		66,038	0.8	106,628		1.2
営業収益計		8,233,665	100.0	8,577,363		100.0
営業費用						
支払手数料		4,558,289		4,599,088		
広告宣伝費		363,958		285,960		
公告費		2,265		4,865		
受益証券発行費		90				
受益権管理費		8,845		9,546		
調査費		839,745		863,466		
調査費	126,673			137,266		
委託調査費	713,072			726,200		
委託計算費		150,162		153,088		
営業雑経費		386,330		323,604		
通信費	45,534			44,807		
印刷費	332,508			269,659		
協会費	6,481			6,780		
諸会費	1,806			2,357		
営業費用計		6,309,688	76.6	6,239,619		72.7
一般管理費						
給料		852,358		953,144		
役員報酬	131,967			121,534		
給料・手当	641,920			714,893		
賞与	78,470			116,717		
交際費		10,149		12,140		
寄付金		39,366		17,382		
旅費交通費		48,184		46,184		
租税公課		14,172		19,554		
不動産賃借料		251,611		225,976		
賞与引当金繰入		80,500		113,080		
退職給付費用		11,054		11,939		
役員退職慰労引当金繰入		7,620		5,140		
固定資産減価償却費		38,185		42,456		
諸経費		328,571		308,341		
一般管理費計		1,681,770	20.4	1,755,341		20.5

営業利益		242,205	3.0		582,402	6.8

期 別 科 目	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日			第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益						
受取配当金		42,429			22,585	
有価証券利息		14,906			12,258	
受取利息		1,384			1,120	
約款時効収入		10,093			16,564	
負ののれん償却額		389,225				
未払費用戻入益					19,676	
雑益		562			23,573	
営業外収益計		458,600	5.5		95,778	1.1
営業外費用						
時効後返還金		4,873			3,068	
信託財産負担金					14,728	
雑損		775			686	
営業外費用計		5,649	0.1		18,482	0.2
経常利益		695,157	8.4		659,698	7.7
特別利益						
投資有価証券売却益					67,891	
有価証券売却益		27,135				
その他					9,561	
特別利益計		27,135	0.3		77,452	0.9
特別損失						
投資有価証券売却損					54,530	
有価証券売却損		10,820				
有価証券評価損		346,636				
その他					4,358	
特別損失計		357,456	4.3		58,888	0.7
税引前当期純利益		364,835	4.4		678,262	7.9
法人税、住民税及び事業税	2,290			336,861		
法人税等調整額	148,170	150,460	1.8	49,386	287,475	3.3
当期純利益		214,375	2.6		390,787	4.6

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計
				別途積立 金	繰越利益 剰余金						
平成20年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						214,375	214,375	214,375			214,375
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									78,682	78,682	78,682
当期変動額合計						173,125	173,125	173,125	78,682	78,682	94,443
平成21年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689

第46期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計
				別途積立 金	繰越利益 剰余金						
平成21年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689
当期変動額											
剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
当期純利益						390,787	390,787	390,787			390,787
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									119,676	119,676	119,676
当期変動額合計						357,787	357,787	357,787	119,676	119,676	477,463
平成22年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153

（重要な会計方針）

期別	第45期		第46期	
	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	
項目	第45期		第46期	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原 価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法		その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左	

<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 18年 器具備品 4～5年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>

期別 項目	第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
<p>4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。  のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

## （財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第 45期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
<p>リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

## （表示方法の変更）

第 45期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日

	<p>前期まで流動資産の「未収収益」に含めて表示してありました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「前受収益」に含めて表示してありました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の流動資産の「未収収益」に含めて表示してありました運用受託報酬に係る未収収益は16,333千円であり、流動負債の「前受収益」に含めて表示してありました運用受託報酬に係る前受収益は66千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。</p>
--	--

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第 45 期 (平成21年 3月31日現在)	第 46 期 (平成22年 3月31日現在)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	*1. 有形固定資産の減価償却累計額								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">14,671 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">83,802 千円</td> </tr> </table>	建物	14,671 千円	器具備品	83,802 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">95,992 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">25,922 千円</td> </tr> </table>	建物	95,992 千円	器具備品	25,922 千円
建物	14,671 千円								
器具備品	83,802 千円								
建物	95,992 千円								
器具備品	25,922 千円								

## (損益計算書関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日				
*1. 関係会社との取引高	*1. 関係会社との取引高				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">27,720 千円</td> </tr> </table>	受取配当金	27,720 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">9,240 千円</td> </tr> </table>	受取配当金	9,240 千円
受取配当金	27,720 千円				
受取配当金	9,240 千円				
*2.	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 654 千円				

(株主資本等変動計算書関係)

第45期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

( 1 ) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

( 2 ) 配当に関する事項

配当金支払額

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成21年6月24日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次  
のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日
配当の原資	利益剰余金

第46期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

( 1 ) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

( 2 ) 配当に関する事項

配当金支払額

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成22年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日
配当の原資	利益剰余金

## (リース取引関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日																																								
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。</p> <p>借主側</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">千円 2,163</td> <td style="text-align: right;">千円 1,865</td> <td style="text-align: right;">千円 297</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">280 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">39 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">320 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">968 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">884 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">32 千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を</p>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297	1年以内	280 千円	1年超	39 千円	合計	320 千円	支払リース料	968 千円	減価償却費相当額	884 千円	支払利息相当額	32 千円	<p style="text-align: center;">同 左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">千円 467</td> <td style="text-align: right;">千円 430</td> <td style="text-align: right;">千円 36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">39 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">39 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">286 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">261 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">6 千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 467	千円 430	千円 36	1年以内	39 千円	1年超	千円	合計	39 千円	支払リース料	286 千円	減価償却費相当額	261 千円	支払利息相当額	6 千円
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																						
器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297																																						
1年以内	280 千円																																								
1年超	39 千円																																								
合計	320 千円																																								
支払リース料	968 千円																																								
減価償却費相当額	884 千円																																								
支払利息相当額	32 千円																																								
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																						
器具備品	千円 467	千円 430	千円 36																																						
1年以内	39 千円																																								
1年超	千円																																								
合計	39 千円																																								
支払リース料	286 千円																																								
減価償却費相当額	261 千円																																								
支払利息相当額	6 千円																																								

<p>零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(6) 減損損失について</p> <p>リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>同 左</p> <p>(6) 減損損失について</p> <p>同 左</p>
---	---

## (金融商品関係)

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参

照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	8,433,767	8,433,767	
(2)有価証券	601,182	601,182	
(3)未収委託者報酬	651,706	651,706	
(4)投資有価証券	214,208	214,208	
(5)親会社株式	826,056	826,026	
(6)未払金（未払手数料）	321,636	321,636	
(7)未払法人税等	335,981	335,981	

## （注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

## （注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	8,433,767			
未収委託者報酬	651,706			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	601,182	98,830		
合計	9,686,656	98,830		

## （追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## （有価証券関係）

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	535,939	648,648	112,708
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債	299,846	301,290	1,443
	その他	697,215	699,040	1,824
	(3) その他	52,098	71,960	19,861
	小計	1,585,099	1,720,938	135,838
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	91,082	80,942	10,140
	(2) 債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他	199,663	199,580	83
	(3) その他	286,573	268,407	18,165
	小計	577,318	548,929	28,389
	合計	2,162,418	2,269,867	107,449

(注) その他有価証券の株式(その他有価証券で時価のある株式)について247,988千円、その他有価証券の投資信託(その他有価証券で時価のある投資信託)について98,648千円の減損処理を行っております。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
90,350 千円	27,135 千円	10,820 千円

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券	
非上場株式	701,961 千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
債券				
国債・地方債等				
社債		301,290		
その他	600,000	298,620		
その他	96,172	184,030	54,320	
合計	696,172	783,940	54,320	

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

## 1. その他有価証券

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	920,162	605,961	314,200
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債	300,948	299,961	986
その他	300,234	299,335	898
(3) その他	7,687	4,836	2,850
小計	1,529,031	1,210,095	318,935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	13,585	21,060	7,475
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3) その他	98,830	100,000	1,170
小計	112,415	121,060	8,645
合計	1,641,446	1,331,155	310,290

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 701,961千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式			
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3) その他	269,681	67,891	54,530
合計	269,681	67,891	54,530

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	83,131	千円
---------	--------	----

## 3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,928	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,126</u>	千円
退職給付費用	11,054	千円

## 4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	75,242	千円
---------	--------	----

## 3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	7,020	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,919</u>	千円
退職給付費用	11,939	千円

## 4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日
---------------------------	---------------------------

至 平成 21年 3月 31 日	至 平成 22年 3月 31 日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
賞与引当金 33,005 千円	賞与引当金 46,362 千円
退職給付引当金 34,083 千円	退職給付引当金 30,849 千円
役員退職慰労引当金 10,865 千円	役員退職慰労引当金 12,972 千円
ゴルフ会員権評価損 1,230 千円	ゴルフ会員権評価損 1,230 千円
貸倒引当金 5,949 千円	貸倒引当金 5,949 千円
その他有価証券評価差額金 11,639 千円	その他有価証券評価差額金 3,544 千円
有価証券評価損 51,091 千円	投資有価証券評価損 2,977 千円
未払広告宣伝費 14,201 千円	未払広告宣伝費 30,524 千円
繰越欠損金 9,636 千円	その他 35,747 千円
その他 6,944 千円	繰延税金資産の合計 170,154 千円
繰延税金資産の合計 178,646 千円	
繰延税金負債	繰延税金負債
負ののれん償却額 124,763 千円	負ののれん償却額 93,572千円
その他有価証券評価差額金 55,693 千円	その他有価証券評価差額金 130,763 千円
その他 18,592 千円	繰延税金負債の合計 224,336 千円
繰延税金負債の合計 199,049 千円	繰延税金負債の純額 54,181 千円
繰延税金負債の純額 20,403 千円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

(関連当事者情報)

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及

「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファント <sup>ト</sup> の募集取扱 役員の出向5名	支払手数料の支払（注2）	3,761,727	未払手数料	174,087

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファント <sup>ト</sup> の募集取扱 役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,569,410	未払手数料	211,903

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日		第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日	
1株当たり純資産額	12,289円32銭	1株当たり純資産額	12,868円06銭
1株当たり当期純利益金額	259円84銭	1株当たり当期純利益金額	473円68銭
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
当期純利益（千円）	214,375	390,787	
普通株主に帰属しない金額（千円） (うち利益処分による役員賞与金（千円）)			
普通株式に係る当期純利益（千円）	214,375	390,787	

普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。		
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,138,689	10,616,153
純資産の部から控除する合計額（千円）		
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,138,689	10,616,153
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

## （企業結合等関係）

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

### 共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

#### 結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

#### 被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

(3) 結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

該当事項はありません。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	期 別	第47期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
		注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)			千円	%
流動資産				
現金及び預金			6,978,063	
有価証券			1,800,136	
未収委託者報酬			635,579	
未収運用受託報酬			15,954	
繰延税金資産			56,759	
その他流動資産			31,017	
流動資産合計			9,517,511	83.1
固定資産				
有形固定資産	* 1		112,922	
無形固定資産			16,204	
投資その他の資産			1,811,791	
投資有価証券			1,617,374	
その他			208,927	
貸倒引当金			14,510	
固定資産合計			1,940,918	16.9
資産合計			11,458,429	100.0
(負 債 の 部)				
流動負債				
預り金			3,699	
前受運用受託報酬			5,968	
前受投資助言報酬			745	
未払金			317,072	
未払収益分配金			218	
未払償還金			4,706	
未払手数料			310,077	
未払事業所税			2,068	
未払法人税等			120,463	
賞与引当金			98,278	
その他流動負債			175,718	

流動負債合計	721,946	6.3
固定負債		
退職給付引当金	81,281	
役員退職慰労引当金	30,390	
繰延税金負債	12,494	
資産除去債務	10,811	
固定負債合計	134,977	1.2
負債合計	856,923	7.5
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	1,000,000	8.7
資本剰余金	566,500	4.9
資本準備金	566,500	
利益剰余金	9,046,438	79.0
利益準備金	179,830	
その他利益剰余金	8,866,608	
別途積立金	5,718,662	
繰越利益剰余金	3,147,946	
株主資本合計	10,612,938	92.6
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,432	0.1
評価・換算差額等合計	11,432	0.1
純資産合計	10,601,505	92.5
負債・純資産合計	11,458,429	100.0

## 中間損益計算書

期 別	第47期中間会計期間		
	自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日		
科 目	注記 番号	金 額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		4,565,901	
運用受託報酬		23,631	
営業収益計		4,589,533	100.0
営業費用		3,313,717	72.2
一般管理費		937,937	20.4
営業利益		337,878	7.4
営業外収益	*1	31,867	0.7
営業外費用		82	0.0
経常利益		369,663	8.1
特別利益		3,490	0.1
特別損失		5,625	0.1
税引前中間純利益		367,528	8.0
法人税、住民税及び事業税		117,954	2.6
法人税等調整額		36,717	0.8
中間純利益		212,856	4.6

## 中間株主資本等変動計算書

第47期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		その他利益剰余金	利益剰余 金合計					
平成22年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153
中間会計期間中の 変動額											
剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
中間純利益						212,856	212,856	212,856			212,856
株主資本以外の項目 の中間会計期間中の 変動額(純額)									194,503	194,503	194,503
中間会計期間中の 変動額合計	-	-	-	-	-	179,856	179,856	179,856	194,503	194,503	14,647
平成22年9月30日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,147,946	9,046,438	10,612,938	11,432	11,432	10,601,505

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

期 別	第47期中間会計期間 自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は、原則として総平均法に より算定)</p> <p>時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ない し償却原価法(定額法)</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は 以下のとおりです。</p> <p>建 物 ... 15年 器具備品 ... 4 ~ 6年</p> <p>無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、自社利用のソフ トウェアについては、社内における利用可能期間(5年) に基づき償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法に よる支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末におい て発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により 計算しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基 づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p>

4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式 によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は 相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示して おります。
-------------------------------	--

## (中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
<p>資産除去債務に関する会計基準等の適用</p> <p>当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は468千円、税引前中間純利益は2,604千円それぞれ減少しております。</p>

## (表示方法の変更)

第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
<p>中間貸借対照表関係</p> <p>前中間会計期間まで流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました未収運用受託報酬は22,329千円であり、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました前受運用受託報酬は4,550千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

（\*1）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、135,551 千円 であります。

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. (*1) 営業外収益の主要なもの	
有価証券利息	2,857 千円
受取配当金	23,945 千円
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,636 千円
無形固定資産	5,965 千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株			825,000株

## 2. 配当に関する事項

平成22年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

## (リース取引関係)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

<借主側>

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額 - 千円	減価償却累計額 相当額 - 千円	中間期末残高 相当額 - 千円
------------------	---------------------	------------------------	-----------------------

## (2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

1年内	- 千円
1年超	- 千円
合計	- 千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40 千円
減価償却費相当額	36 千円
支払利息相当額	0 千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

## (金融商品関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	6,978,063	6,978,063	
(2)有価証券	1,800,136	1,800,136	
(3)未収委託者報酬	635,579	635,579	
(4)投資有価証券	915,413	915,413	
(5)未払金(未払手数料)	310,077	310,077	
(6)未払法人税等	120,463	120,463	

## (注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金預金、(3)未収委託者報酬、(5)未払金(未払手数料)、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(701,961千円)は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

## 1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	国債・地方債等	900,257	900,205	51
	社債			
	その他			
	(3)その他	217,291	205,836	11,454
	小計	1,117,548	1,106,042	11,506
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	597,719	626,976	29,256
	(2)債券			
	国債・地方債等	899,879	899,908	28
	社債			
	その他			
	(3)その他	100,402	102,000	1,597
	小計	1,598,001	1,628,884	30,883

合計	2,715,550	2,734,926	19,376
----	-----------	-----------	--------

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 701,961千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

##### 1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

前事業年度末残高(注)	10,689千円
時の経過による調整額	<u>122千円</u>
当中間会計期間末残高	10,811千円

(注)当中間会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

###### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

## (追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1株当たり純資産額	12,850円31銭
1株当たり中間純利益金額	258円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,601,505
純資産の部から控除する合計額（千円）	
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,601,505
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	212,856
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	212,856
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年2月4日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日経225インデックス・オープン」の平成22年7月8日から平成23年1月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日経225インデックス・オープン」の平成23年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年7月8日から平成23年1月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月5日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日経225インデックス・オープン」の平成21年7月8日から平成22年1月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日経225インデックス・オープン」の平成22年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年7月8日から平成22年1月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。